堀口・熱海浄水場監視制御設備更新工事に係るプロポーザル選定委員会設置要綱 令和5(2023)年4月14日制定 〔上下水道局浄水課〕

(趣旨)

第1条 この要綱は、堀口・熱海浄水場監視制御設備更新工事(以下「本工事という。」に係るプロポーザル選定委員会(以下「委員会」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(適用範囲)

- 第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。
  - (1) 募集要項等の作成に関すること。
  - (2) 選定基準の作成に関すること。
  - (3) 企画提案書等の審査及び契約候補者の特定に関すること。
  - (4) その他委員長が必要と認める事項に関すること。

(組織等)

- 第3条 委員会は、委員7名をもって組織する。
- 2 委員は、別表のとおりとする。
- 3 委員の任期は、郡山市上下水道事業管理者(以下「管理者」という。)が本工事の契約 候補者と契約を行った日までとする。

(委員長の職務等)

- 第4条 委員会に委員長を置く。
- 2 委員長は、上下水道局長とする。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員が その職務を代理する。

(会議)

- 第5条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、委員長が議長となる。
- 2 会議は、委員の半数以上が出席できなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決定し、可否同数のときは委員長が決定する。
- 4 会議は、非公開とする。

(守秘義務)

- 第6条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。 (庶務)
- 第7条 委員会の庶務は、上下水道局浄水課において処理する。

## (その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

## 附則

- 1 この要綱は、令和5(2023)年4月14日から施行する。
- 2 この要綱は、管理者が本工事の契約候補者と契約を行った日に、その効力を失う。

## 別表

委員
女貝
上下水道局長
上下水道局次長兼経営管理課長
上下水道局次長兼下水道整備課長
上下水道局総務課長
上下水道局お客様サービス課長
上下水道局水道施設課長
上下水道局下水道保全課長